

武蔵野学院大学 科研費等の不正使用懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は武蔵野学院大学（以下、「本学」と言う。）が定める「科学研究費等の運営・管理に関する規程」（以下、「科研費等規程」と言う。）に基づいて行われる競争的資金による公的研究費（以下、「科研費等」と言う。）の不正使用が科研費等規程の定める調査委員会（以下、「調査委員会」と言う。）によって認定された研究者（以下、「認定研究者」と言う。）へ行われる懲戒の種類とその適用に必要な手続きを定めるものとする。

(認定者)

第2条 懲戒の認定者は、科研費等規程によって定める最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」と言う。）とする。

2. 最高管理責任者が認定研究者となった場合、認定者は科研費等規程によって定める統括管理責任者とする。
3. 最高管理責任者並びに統括管理責任者が認定研究者となった場合、認定者は本学研究科長とする。

(懲戒の手続き)

第3条 懲戒の認定が調査委員会によって行われ、その結果が認定者に報告された時点で、科研費等の不正使用を認定し、懲戒の手続きを開始するものとする。

2. 認定者は不正使用の認定後、すみやかに懲戒処分の執行者を定め、執行者に懲戒手続きの開始をさせるものとする。
3. 執行者は認定研究者に認定内容を告知するとともに、本規程第4条により決定した懲戒内容を告知した日（以下、「告知日」と言う。）より実施するものとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の内容は以下の通りとする。

- 1) 不正使用された科研費等（以下、「該当研究費」と言う。）が私的に流用された場合、告知日から2週間以内に当該年度の該当研究費の全額を本学に返納し、当該研究費以外の科研費等を受給している場合は当該年度において、告知日以降の使用を禁じるものとする。さらに該当年度の次年度より10年間、科研費等の公募への応募資格を失うものとする。
また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を連絡する。
- 2) 当該研究費が私的流用はされていないが、社会への影響が大きく、行為の悪質

性が高い場合は、告知日以降、当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の科研費等に関しても懲戒が実施された日より当該年度の使用を禁じる。さらに当該年度の次年度より5年間、科研費等の応募資格を失うものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を連絡する。

- 3) 当該研究費が私的に流用されておらず、本条2)及び4)以外の場合、告知日より当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の科研費等に関しては通常の使用を認める。さらに当該年度の次年度より2～4年間、科研費等の応募の資格を失うものとする。応募資格の喪失期間に関しては、執行者が認定者と討議の上、決定するものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を連絡する。

- 4) 当該研究費が私的に流用されておらず、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合は、告知日より当該年度の当該研究費の使用を禁じる。当該研究費以外の科研費等に関しては通常の使用を認める。さらに当該年度の次年度より1年間、科研費等の応募の資格を失うものとする。

また、本学において応募資格を喪失している期間に本学を退職し、科研費等の公募資格がある研究機関に所属した場合、応募資格を喪失している旨を連絡する。

(懲戒の種類の設定)

第4条 懲戒の種類の設定は調査委員会の認定内容を元に、執行者の意見を参考に、認定者が決定する。

(雑則)

第5条 科研費等の不正使用に対する懲戒に関して、本規程並びに科研費等規程に定めのない事項に関しては、文部科学大臣が決定する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」など関係規程等によるものとする。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は本学教授会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則) 本規程は、平成26年12月10日から適用する。